

とよかわしょうがっこう

ぼうしきほんほうしん

豊川小学校 いじめ防止基本方針

(1)はじめに

いじめは、決して許されることではありません。いじめは、いじめを受けた人の心や体を深く傷つけ、悪い影響をあたえたり、時にいのちを危険にさらしたりします。そのような重大ないじめを絶対に起こさないようにしなければいけません。そこで…

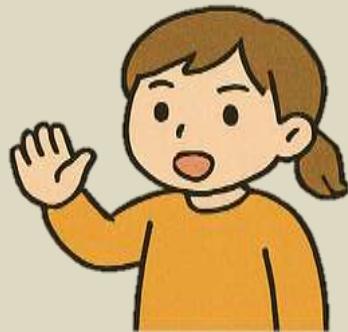


①児童は、いじめをしてはいけない。相手がいやな思いをすること、すべていじめになることを分かっていなければいけない。

②学校や先生方は、児童が安心して過ごせるようにし、保護者などと協力していじめを防いだり、すぐに対応したりしなければいけない。

(2)いじめを防止するための取り組み

- ・みんなが安心してすごすための居場所をつくること
- ・アンケートや教育相談をして、悩みなどを聞くこと
- ・保護者、地域の方などと協力して、予防する方法を考えること。
- ・児童がいじめについて、自分ごととして考えられるように指導すること
- ・ネットでいじめが起きないように、「ネット安全利用教室」をひらくこと



(3)いじめが起きたときは…

- ・いじめを受けている人、いじめたと思われる人に話を聞くこと
- ・先生は、いじめについて保護者に伝えること
- ・いじめのひどさによっては、いじめた人を別な場所にはなして学習させたり、生活させたりすること
- ・犯罪のようなひどいいじめについては、教育委員会や警察署と協力して対応すること
- ・先生方は、いじめが解決したか注意をして様子を見たり、いじめが続いているか確認したりすること

